

## 多度津町農業委員会議事録

平成29年3月17日午前9時22分より午前9時44分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 使用貸借解約通知について（報告）     |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 非農地証明願について           |
| 報告    | その他                  |

出席状況  
出席委員 (25名)

議長	秋 山 義 充
職務代理者 (2番)	斯 波 貞 和
職務代理者 (3番)	長 目 俊 彦
4番委員	谷 口 正 則
5番委員	亀 山 家 均
6番委員	堀 西 和 徹
7番委員	大 村 井 地 芳
8番委員	山 松 岡 正 登
9番委員	松 香 川 安 夫
10番委員	大 土 谷 泰 篤
11番委員	土 田 敏 則
12番委員	三 野 敏 彦
13番委員	山 地 孝 雄
14番委員	塚 本 繁 造
15番委員	横 關 幹 夫
16番委員	矢 野 和 幸
17番委員	大 島 弘
18番委員	中 津 德 久
19番委員	山 崎 義 行
20番委員	松 浦 俊 正
21番委員	藪 昌 子
22番委員	塩 入 達 彦
23番委員	篠 原 壽 雄

欠席委員 (0名)

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口 賢司
農地係長	吉田 清司
農地係	橋本 知子

事務局長           みなさん、おはようございます。  
定刻よりは早いですが、ただいまより平成29年3月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

会長               はじめに、秋山会長よりご挨拶申し上げます。  
おはようございます。  
めっきり春らしくなってまいりまして、光から温度からもう春を実感する季節でございますが、年度末、皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

                    特段、最近は農業会議のほうからも難しい話はないようでございます。安定して改正農業委員会のほうに進んでいっているようでございます。また、皆様のご協力をいただきながら進めていきたいと思っております。

                    例によりまして、また閉会后、協議事項を申し上げる予定になっておるようでございます。

                    それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

事務局長           ありがとうございます。  
それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は25名、全ての委員さんのご出席を賜っております。そのため、多度津町農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

                    それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長をお願いいたします。

議長               まず、署名委員のほうでございますが、例によりまして私のほうより指名させていただきます。6番の堀家委員さん、7番の大西委員さん、よろしく申し上げます。

                    それから、議案に入ります前に、昨日の小委員会の代表者の方、よろしく申し上げます。

14番委員           昨日9時から、この場所で小委員会をいたしました。秋山会長、長目、斯波両副会長、谷口事務局長、吉田さん、橋本さん、それから土田委員、山地委員、私三野がこの場所において協議いたしました。現地確認が7カ所ありましたが、特に問題のあるようなことがございませんでした。あとは、皆さん方でよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長               ありがとうございます。  
それでは、議案のほうに移らせていただきます。  
議案第1号 使用貸借解約通知についてを議題とします。お願いいた

します。

事務局 議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番から4番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番の668番11の転用に関しては、議案第3号1番にありますように、住宅平家建ての転用予定となっております。

以上です。

議長 議案第1号は報告案件ということで、ご理解いただきたいと思います。  
続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平方メートルも、取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。お願いいたします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号番から5番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、分家住宅平家1棟となりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年5月1日、工事

完了は平成30年4月1日の予定となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計2,786万円となっており、資金証明書を添付しています。転用面積については、1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由としては、非農家の自己住宅平家1棟となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年5月1日、工事完了が平成29年12月31日の予定となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計1,040万円となっており、資金証明書を添付しています。転用面積については、1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農地ではありませんが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、非農家の自己住宅2階1棟となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年5月1日、工事完了が平成29年11月30日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計2,500万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号4番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、駐車場となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工につきましては平成5年3月1日、工事完了が平成5年6月1日です。造成については既に完了しており、無断転用の事案であるので、転用の確実性は認められ、また付近の状況につきましても既に調整済みです。資金計画ですが、土地代で8

0万円、また既に駐車場として使用しているので資金証明書は添付していません。転用面積については、1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号5番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、非農家の自己住宅木造2階1棟となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年5月1日、工事完了が平成30年4月30日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計3,500万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上、5件について、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。  
4番委員 これ4番と5番の名前、●●●●と●●●●となつとんやけど、これは何になるん。

事務局 ●●●●は、お隣です。お父さんですね。●●●●がお父さんで、息子さんか●●●●。●●●●が、こちらのほうで農地転用という形ですね。

議長 いかがでしょうか、ほかにございませんか。

(なし の声あり)

特段ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題いたします。

事務局 議案第4号 非農地証明願について。

**【議案第4号1番について 議案書を基に朗読】**

番号1番の非農地証明について説明します。

申請地の地目については、登記簿は田、現況は宅地となっております。

非農地となった年月日は昭和57年10月5日となっています。非農地になった理由として、農業機械の大型化に伴い、農機具、肥料等の格納庫が必要となり、納屋を建築し、利用しています。

以上です。

- 議長 皆さんのほうから何かございましたら。  
どうぞ。
- 21番委員 此の人の、農振除外は今月出とったんと違ふのかな。  
事務局 いや4月です、農振除外。
- 21番委員 4月かな。  
事務局 はい。
- 21番委員 来月やな。  
事務局 来月出す予定で。
- 21番委員 いや、もうこの間判押したんや。  
事務局 あ、ほんまですか。
- 21番委員 いや、ほなけん今月わし出すんかなあと思つて。  
事務局 4月受け付けなので。
- 21番委員 ああ、ほうな。  
事務局 はい。もう出すように業者とも話ができてますし、あとは申請上がつてきてから内容の精査となっております。
- 21番委員 わかりました。  
議長 これ以外の。
- 21番委員 いや、これに関連して非農家証明が要つたんの。  
議長 ああ、要つたん。
- 21番委員 農振除外を受けるために、ちょっと農業倉庫。それしとつたんがいかんということでの。そういう絡みがあつた。その人が、もう一応跡取りとして。
- 議長 ほかにございせんか。  
(なし の声あり)  
ないようでございましたら、議案第4号を承認することにご異議ございせんか。
- 議長 (異議なし の声あり)  
異議なしということで、議案第4号を承認といたします。  
続きまして、報告案件について、その他、事務局お願いいたします。
- 事務局 それでは、事務局より報告いたします案件が2点ございます。
- 事務局 【その他2点について事務局より説明】
- 事務局 最後に、来月の予定についてお知らせいたします。

4月の小委員会は、19日木曜日の午前9時からこの第1会議室で行います。当番委員さんは、16番の塚本委員さん、17番の横關委員さん、18番の矢野委員さんをお願いいたします。

定例会は、翌20日金曜日の午前9時30分からこの第1会議室で行います。署名委員さんは、8番の村井委員さん、9番の山地委員さん、10番の松岡委員さんのうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長

ということで、全体が終わったわけですが、全体を通して皆さんのほうから何かございましたら。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

なければ、これで閉会したいと思います。どうもありがとうございました